




事業名	～骨髄等の移植を支援～ ドナーとドナーを雇用する事業者に助成金を交付します
------------	--

ここがポイント	骨髄等提供者（ドナー）の経済的負担の軽減と、骨髄等の移植を推進するために、ドナーおよびドナーを雇用する事業者に助成金を交付します。	事業費	1, 126 千円
----------------	---	------------	------------------

区は、「働き盛り世代」にあたるドナーの経済的な負担軽減を図り、骨髄等の移植を推進するため、ドナー及びドナーを雇用する事業者に対して助成金を交付します。



交付対象及び助成金額

ドナー ⇒ 1日当たり **3万円** **（7日を上限）**
骨髄等の採取に伴う入院期間において港区に住所を有する者

ドナーを雇用する事業者 ⇒ 1日当たり **1万円** **（7日を上限）**
ドナーを雇用する国内の事業者（国・地方公共団体、独立行政法人及びドナー自身が経営する事業者を除く。）

概要

骨髄・末梢血幹細胞移植

白血病などの病気により正常な造血が行えなくなってしまった患者さんに、適合したドナーから提供された造血幹細胞(血液を造るもとの細胞)を入れ替えることによって、造血機能を回復させる療法です。

骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としている人は、全国で毎年 2,000 人を数えます。平成 30 年 2 月現在のドナー登録数は 483,724 人です。

一人でも多くの患者さんを救うには、一人でも多くのドナー登録が不可欠です。

骨髄移植ドナー登録の条件

- ◆骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容を十分に理解している方
- ◆年齢が 18 歳以上、54 歳以下で健康な方→働き盛り世代
- ◆体重が男性 45kg 以上／女性 40kg 以上の方

問合せ	課長	保健予防課 長嶺	
	☎	03-3455-4426 (直通)	
	係長	保健予防課保健予防係 津浦	
	☎	03-6400-0085 (直通)	